

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校) 全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大阪府教育委員会は、高等学校等就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大阪府教育委員会

特定個人情報保護委員会 承認日【行政機関等のみ】

公表日

[平成26年4月 様式4]

項目一覧

I 基本情報
(別添1) 事務の内容
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV その他のリスク対策
V 開示請求、問合せ
VI 評価実施手続
(別添3) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する事務(公立高等学校)
②事務の内容 ※	<p>高等学校等就学支援金制度は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために就学支援金の支給を受けることができることとするにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とした制度である。</p> <p>就学支援金の支給を受けようとする生徒等は、都道府県に対して受給資格認定申請をし、その認定を受けなければならない。</p> <p>本事務では、特定個人情報を以下の事務処理で取扱う。</p> <p>1 受給資格の審査 ①就学支援金の受給を希望する生徒等から受給資格認定申請の受付(1学年時の4月入学時) ②当該生徒等の保護者等の課税情報の照会先である市町村の特定 ③上記②で特定した市町村への課税情報の照会 ④上記③の結果を基に審査し、認定・不認定の結果を通知 ⑤受給資格認定を受けた生徒等が、引き続き就学支援金の受給申請をする場合に、保護者等の収入状況を確認するため、各学年時の7月に上記②から④を実施 ⑥4月申請で不認定となった生徒等のうち、新年度の保護者等の収入状況が所得要件を満たし申請が可能となった場合は、7月に上記①から④を実施</p> <p>2 就学支援金の受給状況の管理 大阪府内の公立高等学校を卒業、あるいは転出・退学した生徒の就学支援金受給状況について、他府県等からの照会に対し情報提供</p> <p>なお、具体的な特定個人情報の流れについては「(別添1)事務の内容」に記載。</p>
③対象人数	<p>[30万人以上]</p> <p><選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上</p>

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

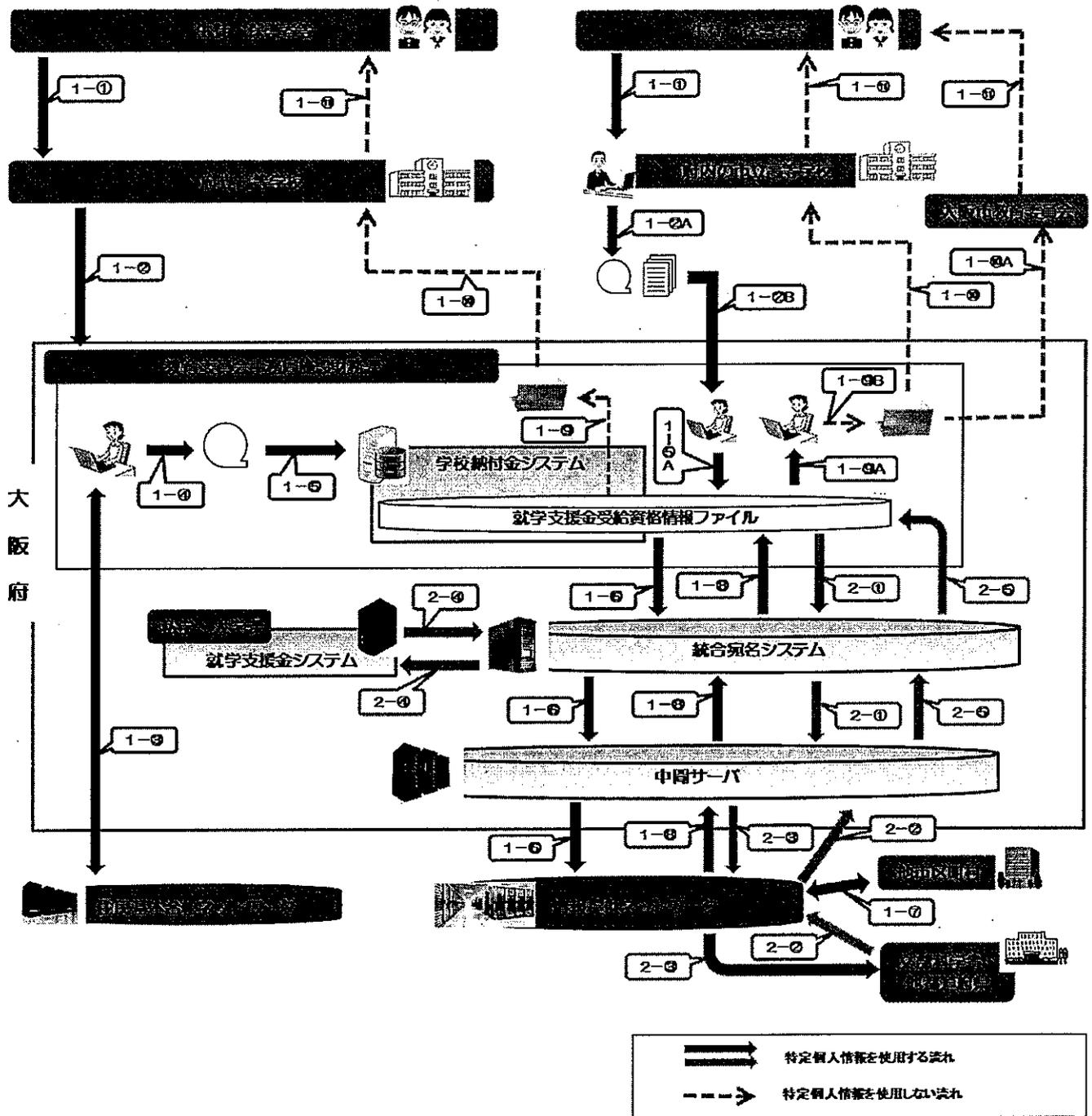
①システムの名称	学校納付金システム
②システムの機能	<p>1 学校・生徒情報管理業務 ・学校・生徒の名称、設置する学科(学部)の登録・修正 ・年度毎の授業料等の徴収額の登録・修正 ・生徒氏名、保護者氏名の登録・修正 ・生徒別、年度別の授業料等の徴収額の登録・修正 ・生徒個別の就学支援金の受給状況の登録・修正 ・生徒毎の退学・休学・転出等の異動情報の登録</p> <p>2 収納管理業務 ・生徒個別の年度毎の授業料等の収納状況の検索 ・納付書、催告状の作成 ・口座振替用銀行口座の登録・修正・照会 ・口座振替の停止・解除の登録 ・納入通知書(金融機関窓口での納付用)、納入通知書兼口座振替納入案内書(口座振替納付者用)の作成</p> <p>3 情報照会業務 ・各学校で登録されている生徒の名簿の検索・出力</p> <p>4 各種帳票等の配信 ・督促状、還付報告書等のPDFファイルを各府立学校に配信 ・未納者一覧表、授業料等収納表等のCSVファイルを各府立学校に配信</p> <p>5 就学支援金関連業務 ・就学支援金受給資格認定申請をしない生徒の不申請登録 ・受給資格認定審査の結果判定 ・審査結果通知書の発行 ・生徒個別の受給資格情報の管理</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[O] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

システム2	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	<p>1 統合宛名番号管理機能 団体内統合宛名番号を検索し、新規に付番・符号取得等を行う機能</p> <p>2 宛名情報管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報(基本4情報など)を団体内統合宛名番号、個人番号、業務利用番号とひも付けて保存し、管理する機能</p> <p>3 中間サーバー情報連携機能 中間サーバーに対し、特定個人情報の照会・登録用データを連携させる機能</p> <p>4 既存システム情報連携機能 既存業務システムから特定個人情報の照会・登録用データを受け取り、中間サーバー情報連携機能に連携する機能</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 (地方公共団体情報連携中間サーバーシステム)</p>
システム3	
①システムの名称	地方公共団体情報連携中間サーバーシステム(以下、中間サーバーという)
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、庁内業務システム、統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <p>1 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「統合宛名番号」とをひも付け、その情報を保管・管理する機能</p> <p>2 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能</p> <p>3 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能</p> <p>4 庁内業務システム等接続機能 中間サーバーと庁内業務システム、統合宛名システム及び住民基本台帳ネットワークシステムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>5 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能</p> <p>6 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として保持・管理する機能</p> <p>7 データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能</p> <p>8 セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び複号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理等を行う機能</p> <p>9 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能</p> <p>10 システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能</p>
③他のシステムとの接続	<p><input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム</p> <p><input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム</p> <p><input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム</p> <p><input type="checkbox"/> その他 ()</p>

システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム(都道府県サーバ部分の機能について記載)
②システムの機能	<p>1 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、各市町村の住民基本台帳システムと住民基本台帳ネットワークとの橋渡しを担うコンピュータ(市町村CS)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、地方公共団体情報システム機構が全国の本人確認情報を保持するサーバ(全国サーバ)に対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>2 都道府県の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号または基本4情報(氏名、住所、性別、生年月日)等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。</p> <p>3 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>4 地方公共団体情報システム機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号または4情報の組み合わせをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>5 本人確認情報検索 代表端末または業務端末において入力された個人番号または4情報の組み合わせをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>6 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム</p> <p>[] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[] 宛名システム等 [] 税務システム</p> <p>[] その他 ()</p>

3. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金受給資格情報ファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	就学支援金の受給資格認定の審査において、保護者等の所得情報を正確に把握する必要がある。
②実現が期待されるメリット	・保護者等の正確な所得情報の入手が可能となり、審査事務の円滑化が図れる。 ・申請の際に課税証明書等の添付書類の省略が可能となり、申請者の負担軽減が実現できる。
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	番号法第9条、同法別表第1第91号及び同法別表第2第113号
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号、同法別表第2第113号、内閣府 総務省令第7号第58条第1号及び第2号
7. 評価実施機関における担当部署	
①部署	大阪府教育委員会事務局施設財務課
②所属長	施設財務課長 福本 芳次
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



【1 受給資格認定事務】

- 1-① 就学支援金受給資格認定申請書を提出
- 1-② 申請書の取りまとめ、施設別課へ配送
- 1-②A (市立高校のみ) 申請者一覧表の作成
- 1-②B (市立高校のみ) 申請者一覧表及び取りまとめた申請書を施設別課へ配送
- 1-③ 特定個人情報情報の真正性確認 (個人番号カードの写しの漏れがあった場合など)
- 1-④ 申請書の記載項目をデータ化
- 1-⑤ データをシステムに取り込み
- 1-⑤A (市立高校のみ) 申請書の記載項目をファイルに入力
- 1-⑥ 保護者等の所得情報の照会
- 1-⑦ 所得情報の照会、照会に対する回答
- 1-⑧ 所得情報の回答
- 1-⑨ 認定申請審査結果の判定、結果通知書の発行
- 1-⑨A (市立高校のみ) 認定申請審査結果の判定
- 1-⑨B (市立高校のみ) 結果通知書の発行
- 1-⑩ 結果通知書を学校に送付
- 1-⑩A (大阪市の立校のみ) 結果通知書を大阪府教育委員会に送付
- 1-⑩B 学校から生徒・保護者等に結果通知書を配付

※7月の保護者等の収入状況確認は、上記1-⑥以降の処理を実施

【2A 受給資格情報提供の事務】

- 2-① 生徒個別の就学支援金受給資格情報のデータを提供
- 2-② 他道府県等から情報の照会
- 2-③ 情報を回答
- 2-④ 私立・大学課とは庁内での連携により照会・回答を実施

【2B 受給資格情報照会の事務】

- 2-①及び2-③ 受給資格情報の照会
- 2-②及び2-④ 受給資格情報の回答
- 2-④ 私立・大学課とは庁内での連携により照会・回答を実施

(備考)

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金受給資格情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	大阪府内の公立高等学校に在学する生徒、及びその保護者(親権者)等
その必要性	就学支援金の受給資格認定の審査において、保護者等の所得情報を正確に把握する必要がある。
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有する。 ・4情報: 所得情報取得の際、個人及び照会先の市区町村を正確に特定するために保有する。 ・地方税関係情報: 入手した税情報により、受給資格認定審査を適正に行うために保有する。 ・学校・教育関係情報: 認定申請の結果通知書に学校名・課程名を記載する必要があるために保有する。
全ての記録項目	別添2を参照。
⑤保有開始日	平成29年7月予定
⑥事務担当部署	大阪府教育委員会事務局施設財務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (府民文化部私学・大学課、総務部市町村課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 (文部科学省、地方公共団体情報システム機構) <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 (各都道府県及び各市区町村) <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	
③入手の時期・頻度	<p>○4月及び7月</p> <p>・「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」第4条により、就学支援金の支給を受けようとするときは、文部科学省令で定めるところにより、その在学する高等学校等の設置者を通じて、当該高等学校等の所在地の都道府県知事(教育委員会)に対し、当該高等学校等における就学について就学支援金の支給を受ける資格を有することについての認定を申請し、その認定を受けなければならないことが規定されているため、4月に入学した新入生の申請を処理するにあたり、保護者等の課税情報を入手する。</p> <p>・前年の保護者等の課税情報では所得基準額(市町村民税所得割額が304,200円)を超過していた生徒が、翌年の保護者等の課税情報で所得基準額の要件を満たす場合は、同法第4条の規定を適用し、新年度の保護者等の課税情報を確認できる7月に申請を受け付けるため、7月に保護者等の課税情報を入手する。</p> <p>・また、同法第17条により、認定を受けた受給権者は、文部科学省令で定めるところにより、都道府県知事(教育委員会)に対し、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならないことが規定されているため、毎年7月に受給権者の保護者等の課税情報を入手する。</p> <p>○転入があった場合(随時)</p> <p>・同法第4条の規定により、転入学生から申請があったときは随時受け付け、当該申請を処理するにあたり、保護者等の課税情報を入手する。</p>	
④入手に係る妥当性	<p>・就学支援金を受給しようとする者は、都道府県知事(教育委員会)に受給資格を有することについての認定申請をすることとし、その認定を受けなければならない。また、受給権を有する者は、保護者等の収入の状況に関する事項として文部科学省令で定める事項を届け出なければならないと規定されている。(高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条及び同法第17条)</p> <p>・また、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)」の趣旨・目的が、行政事務を処理する者が個人番号等を活用し、効率的な情報の管理・利用を行うことができるようにし、国民の手続の簡素化による負担の軽減・利便性の向上を目指すものであることから、同法の趣旨・目的に合致している。</p>	
⑤本人への明示	<p>・申請等による情報の入手については、番号法第14条第1項に本人から個人番号の提供を求めることができる旨が規定されているとともに、「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」に基づき文部科学省令で定める「高等学校等就学支援金受給資格認定申請書」などの関係書類に個人番号の記載を求める。</p> <p>・課税情報の入手については、番号法第19条第8号、同法施行令第22条、同法施行規則第19条に他の都道府県若しくは市町村から必要な情報を入手できる旨が記載されている。</p> <p>・情報提供ネットワークシステムを利用した課税情報・住民票情報の入手については、番号法第19条第7号及び別表第二の113の項に規定されている。</p>	
⑥使用目的 ※	就学支援金受給資格の審査・認定、受給資格情報の管理	
	変更の妥当性 ー	
⑦使用の主体	使用部署 ※	施設財務課、府立高等学校及び府内の各市立高等学校
	使用者数	<input type="checkbox"/> 100人以上500人未満] <ul style="list-style-type: none"> <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上

<p>③使用方法 ※</p>	<p>○受給資格認定申請の審査に関する事務 高等学校等就学支援金受給資格認定申請(届出)の審査及び結果通知</p> <p>○就学支援金受給状況に関する事務 ・他の都道府県から転入してきた生徒にかかる当該府県での就学支援金受給状況(在学期間や受給期間等)の照会 ・他の都道府県に転出した生徒にかかる大阪府内の公立高校での就学支援金受給状況を、照会のあった都道府県に回答</p>
<p>情報の突合 ※</p>	<p>・受給資格認定申請の審査に関する事務においては、申請した生徒及び保護者等に関する情報を確認して審査業務を行うため、本人から提出された申請書等の内容と、他の都道府県及び市区町村から入手した関係情報との突合を行う。 ・また、就学支援金受給状況に関する事務においては、他の都道府県からの照会内容と、本府が保有する関係情報との突合を行う。</p>
<p>情報の統計分析 ※</p>	<p>申請者数、認定者数、支給額などの統計は行うが、特定の個人を判別し得るような情報の統計・分析は行わない。</p>
<p>権利利益に影響を与え得る決定 ※</p>	<p>就学支援金受給資格の認定・不認定、受給資格の消滅</p>
<p>④使用開始日</p>	<p>平成29年7月1日</p>

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 委託する <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 委託しない (1) 件	
委託事項1	学校納付金システム運用・保守業務委託	
①委託内容	学校納付金システムの運用保守、障害対応、データ修正、システム改修等	
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの一部	
	対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 1万人未満 <input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満 <input type="checkbox"/> 10万人以上100万人未満 <input type="checkbox"/> 100万人以上1,000万人未満 <input type="checkbox"/> 1,000万人以上
	対象となる本人の範囲 ※	大阪府内の公立高等学校に在学する生徒及び当該生徒の保護者等
	その妥当性	府立学校の学校・生徒情報や収納情報の管理や、高等学校の就学支援金関連情報の管理を目的として運用し、特定個人情報を保有する学校納付金システムの運用保守を確実に実施するに当たり、システム改修及び運用保守委託業務の実績を有する委託先において、当該特定個人情報を取り扱う必要がある。
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> 10人未満 <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 10人以上50人未満 <input type="checkbox"/> 50人以上100人未満 <input type="checkbox"/> 100人以上500人未満 <input type="checkbox"/> 500人以上1,000人未満 <input type="checkbox"/> 1,000人以上	
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input checked="" type="checkbox"/> その他 (施設財務課内に設置した運用管理端末での操作)	
⑤委託先名の確認方法	随意契約結果を本府ホームページにて公表している。	
⑥委託先名	富士通株式会社 関西支社	
再委託	⑦再委託の有無 ※	<input type="checkbox"/> 再委託する <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 再委託しない
	⑧再委託の許諾方法	契約書等では、業務を第三者に委託してはならないとしているが、あらかじめ書面により申請し、承諾を得た場合はこの限りではない。再委託承諾願に基づき、再委託の合理性及び情報セキュリティ、個人情報保護の観点から審査を行い、問題がない場合は承諾することとしている。
	⑨再委託事項	学校納付金システムの運用・保守・改修等の支援

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	<input type="checkbox"/> 提供を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 移転を行っている () 件 <input type="checkbox"/> 行っていない
提供先1	文部科学大臣、都道府県知事又は都道府県教育委員会
①法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(第113項)
②提供先における用途	提供先において生徒等の就学支援金支給期間を決定する際、大阪府内の公立高等学校に在学していた期間を当該生徒が受給できる就学支援金受給限度月数(全日制は36月、定時制及び通信制は48月)から除算する必要があるため。
③提供する情報	学校種・課程等、学校名、在学期間、支給期間、履修単位数、支給単位数
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	大阪府内の公立高等学校の生徒等
⑥提供方法	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 専用線 <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) <input type="checkbox"/> フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他 ()
⑦時期・頻度	照会を受けた都度

6. 特定個人情報の保管・消去

<p>①保管場所 ※</p>	<p><学校納付金システムにおける措置> ・学校納付金システムは、庁舎内のサーバ室内に設置しており、サーバ室への入退室はICカード認証により厳重に管理することとしている。 ・システムへのアクセスには、個人を特定できるID及びパスワードによる認証が必要であり、かつ、ファイアウォールの設定によりアクセス許可した端末以外からのアクセスを遮断している。</p> <p><紙媒体における措置> ・勤務時間中は職員が常駐しており、勤務時間外は執務室の施錠管理を実施している。 ・施錠可能な書類保管庫を執務室内に設置し、当該保管庫内で保管している。 ・庁舎内の施錠可能な書庫で保管している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・団体内統合宛名システムはデータセンターに設置し、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理することとしている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバ室への入室を厳重に管理する。 ・特定個人情報は、サーバ室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> ・住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票、及び住民基本台帳ネットワークシステムにより一括提供された本人確認情報データについては、施錠可能な保管庫にて保管し、当該データの利用事務に携わる者以外の者が当該帳票等を取り出したり、見たりすることができないよう適切に管理を行うこととしている。また、一括提供にかかる本人確認情報を記録した磁気ディスクについては、ラベルを貼る等により他の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な保管庫にて保管することとしている。</p>
<p>②保管期間</p>	<p>期間</p> <p>[5年]</p> <p><選択肢> 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない</p> <p>その妥当性</p> <p>国庫補助金、各種交付金及び給付金に関するものであるため、大阪府行政文書管理規則第17条 別表第3項の規定に該当することから、保管期間は5年である。</p>
<p>③消去方法</p>	<p><学校納付金システムにおける措置> ・保管期間を経過した特定個人情報を、システムで条件設定し、保守・運用を行う業者が職員立会いの下に消去する。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、学校納付金システム専用サーバの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><紙媒体における措置> ・申請書等の紙媒体については、保管期間の経過したものを外部委託業者による裁断溶解処理を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・保管期間を経過した特定個人情報を、システムで条件設定し消去する。 ・個人番号の削除・廃棄はその記録を保存する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。 ・ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p><住民基本台帳ネットワークにおける措置> ・住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票のうち、保管期間の経過した帳票(複製、複写、書き写し等をしたものを含む。)については、シュレッダーによる裁断、または外部委託業者による裁断溶解等により、帳票の内容が識別できないようにして消去する。また、一括提供された本人確認情報データを記録した磁気ディスクについても、保管期間の経過したものは、物理的粉碎によって消去し、廃棄する。</p>
<p>7. 備考</p> <p>—</p>	

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

就学支援金受給資格情報ファイル

学校基本情報

1.学校番号 2.学校名称(漢字) 3.学校名称(半角カナ) 4.課程コード 5.メールアドレス 6.親口座・金融機関コード 7.親口座・支店コード 8.親口座・預金種別 9.親口座・口座番号 10.親口座・口座名義人 11.学校区分 12.前期終了年月日 13.冬休み終了年月日 14.春休み終了年月日 15.前期開始年月日 16.冬休み開始年月日 17.春休み開始年月日 18.登録年月日及び登録時刻 19.登録ユーザー 20.更新年月日及び更新時刻 21.更新ユーザー

生徒基本情報管理

1.学校番号 2.学科コード 3.入学年度 4.生徒コード 5.生徒氏名(半角カナ) 6.保護者氏名(半角カナ) 7.口座区分 8.口座振替対象フラグ 9.口座振替用登録口座・金融機関コード 10.口座振替用登録口座・支店コード 11.口座振替用登録口座・預金種別 12.口座振替用登録口座・口座番号 13.口座振替用登録口座・口座名義人 14.口座振替開始期 15.口座振替停止フラグ 16.生徒異動事由 17.異動年月日 18.センター掛金徴収対象外フラグ 19.登録年月日及び登録時刻 20.登録ユーザー 21.更新年月日及び更新時刻 22.更新ユーザー

生徒明細情報

1.学校番号 2.学科コード 3.入学年度 4.年度 5.生徒コード 6.学年 7.組 8.新組 9.調定年月日 10.特別減免種類 11.減免取消日 12.特別減免年月日 13.納入通知書作成フラグ_1期 14.納入通知書作成フラグ_2期 15.納入通知書作成フラグ_3期 16.納入通知書作成フラグ_4期 17.納入通知書作成日_1期 18.納入通知書作成日_2期 19.納入通知書作成日_3期 20.納入通知書作成日_4期 21.納入通知書作成日_1期 22.口座振替納入案内書作成フラグ_1期 23.口座振替納入案内書作成フラグ_2期 24.口座振替納入案内書作成フラグ_3期 25.口座振替納入案内書作成フラグ_4期 26.口座振替納入案内書作成日_1期 27.口座振替納入案内書作成日_2期 28.口座振替納入案内書作成日_3期 29.口座振替納入案内書作成日_4期 30.督促状発送日_1期 31.督促状発送日_2期 32.督促状発送日_3期 33.督促状発送日_4期 34.督促時効年月日_1期 35.督促時効年月日_2期 36.督促時効年月日_3期 37.督促時効年月日_4期 38.指定期限年月日_1期 39.指定期限年月日_2期 40.指定期限年月日_3期 41.指定期限年月日_4期 42.留年フラグ 43.保留フラグ 44.卒業フラグ 45.登録年月日及び登録時刻 46.登録ユーザー 47.更新年月日及び更新時刻 48.更新ユーザー

就学支援金受給資格基本

1.学校番号 2.学科コード 3.入学年度 4.生徒コード 5.生年月日 6.過去の在学期間月数 7.支給限度月数 8.登録年月日及び登録時刻 9.登録ユーザー 10.更新年月日及び更新時刻 11.更新ユーザー

就学支援金受給資格明細

1.学校番号 2.学科コード 3.入学年度 4.生徒コード 5.処理連番 6.有効開始年月日 7.有効終了年月日 8.認定番号 9.判定区分 10.変更前の判定区分 11.世帯区分 12.不認定理由 13.市町村民税所得割額(父) 14.市町村民税所得割額(母) 15.市町村民税所得割額(その他) 16.支給月数 17.申請書・届出書の別 18.申請書 19.申請書作成日 20.最終判定日 21.備考 22.登録年月日及び登録時刻 23.登録ユーザー 24.更新年月日及び更新時刻 25.更新ユーザー

番号制度情報管理

1.学校番号 2.学科コード 3.入学年度 4.生徒コード 5.処理連番 6.個人番号(生徒) 7.宛名番号(生徒) 8.保護者等管理番号(父) 9.個人番号(父) 10.宛名番号(父) 11.住所地情報(父) 12.保護者等管理番号(母) 13.個人番号(母) 14.宛名番号(母) 15.住所地情報(母) 16.保護者等管理番号(その他) 17.個人番号(その他) 18.宛名番号(その他) 19.住所地情報(その他) 20.登録年月日及び登録時刻 21.登録ユーザー 22.更新年月日及び更新時刻 23.更新ユーザー

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
就学支援金受給資格情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申請等による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の受給資格認定申請書等は、申請者である生徒及びその保護者等が本人の情報を記載して提出するものであり、基本的に当該申請書等から対象者以外の情報を入手することはできない。さらに、生徒等から申請書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、対象者本人以外の情報が記載されていないか確認を行う。 <p>②他自治体及び庁内の他部署からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体及び庁内連携により庁内の他部署から入手する際は、団体内統合宛名システムを介しての入手となるため、当該対象者の宛名番号を指定することが必須となっており、宛名番号の指定により当該対象者の情報であることを担保している。 <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・住民基本台帳ネットワークシステムにより本人確認情報を入手する際は、事前に利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けたうえで実施している。また、システム管理者（総務部市町村課長）から月に1回程度送付される業務アクセスログを送付があった都度確認し、対象者以外の本人確認情報を不正に入手していないか点検する。
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申請等による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・就学支援金の受給資格認定申請書等は、法令に規定された様式であることから、基本的に当該申請書等から対象者以外の情報を入手することはできない。さらに、生徒等から申請書等の提出を受ける際、記載内容を確認し、対象者本人以外の情報が記載されていないか確認を行う。 <p>②他の自治体及び庁内の他部署からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体及び庁内連携により庁内の他部署から入手する際は、団体内統合宛名システムを介しての入手となるため、当該対象者の宛名番号を指定することが必須となっており、宛名番号の指定により当該対象者の情報であることを担保している。 <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令により規定されている情報のみを入手できることが、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保されている。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申請等による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法令の規定に基づいて、生徒等本人または代理人から申請書等の提出を受理する。 <p>②他の自治体及び庁内の他部署からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体及び庁内連携により庁内の他部署から入手する際は、事務マニュアル等により情報の照会方法（照会文書の様式等）を定めることで、不適切な方法での入手が行われないようにする。 <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人確認情報の入手元を総務部市町村課（大阪府サーバ）、地方公共団体情報システム機構（全国サーバ）に限定することを、住民基本台帳ネットワークシステム上で担保する。また、大阪府本人確認情報利用事務実施要領に基づき、システム管理者（市町村課長）が予め許可及び届出を受理した事務において、照合ID、照合情報（生体認証）を登録した者のみがシステム操作者として本人確認情報を照会できることとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 入手した特定個人情報ที่ไม่正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申請等による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第1条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カードと身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認するなどの方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第6条等の規定に基づき、戸籍謄本や委任状等の提示を受けて代理権を確認するとともに、代理人の個人番号カード、身分証明書等の提示を受け、これらに記録されている4情報及び顔写真等を確認するなどの方法により行う。 <p>②他自治体及び庁内の他部署からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手元が、番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本府が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。 <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した本人確認情報は、住民の異動情報の届出等を受け付ける府内市町村の窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認が行われたものであることが担保された情報である。

個人番号の真正性確認の措置の内容	<p>①本人または本人代理人からの申請等による入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第1項、番号法施行規則第3条等の規定に基づき、個人番号カード、通知カード等の提示を受けて確認するほか、学校納付金システム等で確認するなどの方法により行う。 ・本人の代理人から個人番号の提供を受ける場合 番号法第16条、番号法施行令第12条第2項、番号法施行規則第9条等の規定に基づき、本人の個人番号カード(またはその写し)等の提示を受けて確認するほか、学校納付金システム等で保有する情報を確認するなどの方法により行う。 <p>②他自治体及び庁内の他部署からの入手</p> <p>特定個人情報の入手元が、番号法第16条の規定に基づき本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本府が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</p> <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手</p> <p>住民基本台帳システムでは、府内市町村が真正性を確認した情報府内市町村CS(コミュニケーションサーバ)を通じて入手しており、個人番号の真正性を住民基本台帳ネットワークシステム上で担保している。</p>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本府に提出された申請書等については、提出されたものをそのまま原本として保管する必要がある。 ・学校納付金システムでは、1学年時の4月申請時の申請書等に記載された情報を保有するが、以降、毎年7月に実施する認定を受けた生徒等の保護者等の収入状況確認の際、保有する情報(個人番号、4情報等)の変更の有無を住基ネットにより行い、適宜保有するデータを修正することで情報の正確性を確保する。 <p>②他自治体及び庁内の他部署からの入手</p> <p>正確性の確保については、特定個人情報の入手元に委ねられる。</p>
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>①本人または本人の代理人からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請は高等学校等を通じて行うこととしているため、記載事項に漏れないよう生徒・保護者等が十分に確認した申請書等を就学支採金申請用専用封筒に封入し、生徒等が学校に持参する。各高等学校では、教職員が受理した専用封筒を事務室に持込み、事務室内で開封している。 ・高等学校から施設財務課への申請書等の提出は、事務職員が持参する等により確実にやっている。 ・施設財務課に提出された申請書等は、施錠可能な書庫等に保管し、利用事務に携わる者以外の者が取り出したり、閲覧できないよう適切に管理している。 <p>②他自治体及び庁内の他部署からの入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体及び庁内連携により庁内の他部署から入手する際は、団体内統合宛名システムを介しての入手となるため、当該対象者の宛名番号を指定することが必須となっており、宛名番号の指定により当該対象者の情報であることを担保している。 <p>③住民基本台帳ネットワークシステムによる入手</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通信においては、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止している。住民基本台帳ネットワークシステム業務端末において照合ID、照合情報(生体認証)による認証を行う。また、本人確認情報を照会する場合は、利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けること及び業務端末管理者に対し、本人確認事務の内容、件数等を記載した業務端末利用記録簿を提出することを義務付け、本人確認情報を検索した件数等の結果を調査業務終了時に決裁者に報告することとしている。 ・住民基本台帳ネットワークシステムにより照会した本人確認情報を印刷した帳票については、施錠可能な保管庫にて保管するするなど利用事務に携わる者以外が当該帳票を取り出したり、閲覧したりすることができないよう適切な管理を行い、複製、複写、書き写し等を禁止している。一括提供データを格納した磁気ディスク等については、ラベルを貼る等他の磁気ディスクと判別できるようにしておき、施錠可能な書庫等に保管することとしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
宛名システム等における措置の内容	・統合宛名システムは、「職員認証・権限管理機能」によりアクセス制御・各種認証を実施しており、目的を超えた紐付けや事務に必要な情報との紐付けは不可能である。
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・学校納付金システムについては、業務に関係のない情報を保有しない。 ・住民基本台帳ネットワークシステムについては、その他の庁内の業務システムとは接続しない。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<学校納付金システム> ・学校納付金システムへのログインは、端末へのログインID及びパスワードとは別に、学校納付金システム用に設定したユーザーID及びパスワードをシステム管理者(施設財務課長)の決裁を得た上で設定している。 ・学校納付金システムへのアクセスは、ファイアウォールの設置により、予め認証された端末以外からのアクセス制限している。 <住民基本台帳ネットワークシステム> ・住民基本台帳ネットワークシステムについては、担当室課の長が指定する操作者に対し、システム管理者(市町村課長)が照合ID、照合情報(生体認証)を登録し、操作権限を付与することでユーザーを管理している。
アクセス権限の発効・失効の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<学校納付金システム> ・職員の異動情報を基にログインIDを随時更新するため、施設財務課の担当職員以外の職員は学校納付金システムにログインできない。 <住民基本台帳ネットワークシステム> ・登録された住民基本台帳ネットワークシステム操作者の異動や退職等が発生した際は、大阪府本人確認情報利用事務実施要領において、担当室課の長がアクセス権限の返却、発効申請等を行い、管理簿により管理することとしている。
アクセス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<学校納付金システム> ・アクセス権限は職務の違いで割り当て、アクセス権限毎にメニュー表示内容や操作権限を設定している。 ・ユーザー管理情報は、システム管理者がオンライン画面にて常時確認及び更新可能とすることで、当該管理の適正性についてチェックしている。 <住民基本台帳ネットワークシステム> ・住民基本台帳ネットワークシステムの操作者を記録した管理簿について、アクセス権限の返却・発効管理が適切に行われていることを、年1回以上の定期的な棚卸しにより確認し、その記録を残す。
特定個人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	<学校納付金システム> ・学校納付金システムにおける特定個人情報への操作ログ(ユーザーID、アクセス日時、アクセス内容、出力内容等)を記録し、7年間保存する。 <住民基本台帳ネットワークシステム> ・システムの操作履歴(業務アクセスログ・操作ログ)をシステム上で記録する。 ・本人確認情報を照会する場合は、利用事務、利用対象者の氏名、住所等を記載した検索一覧表を作成し、決裁権者の決裁を受けること及び業務端末管理者に対し、本人確認事務の内容、件数等を記載した業務端末使用簿利用記録簿を提出することを義務付け、本人確認情報を検索した件数等の結果を調査業務終了時に決裁者に報告することとしている。
その他の措置の内容	<学校納付金システム> ・離席する場合にはシステムからログアウトするとともに、ディスプレイを閉じるようルールを取り決めている。 ・学校納付金システムのオンライン画面は、5分間無操作通信状態が続くとシステムからログアウトするよう設定している。また、学校納付金システムにログインできる端末は、スクリーンセーバ起動までの時間を5分以内に設定している。 <住民基本台帳ネットワークシステム> ・住民基本台帳システム業務端末においては、スクリーンセーバの起動までの時間を5分以内に設定することにより、長時間にわたり本人情報をディスプレイ上に表示したままの状態にならないよう設定し、業務端末のディスプレイを来庁者から見えない位置に設置することとしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><学校納付金システム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務外利用の禁止等の個人情報の保護に係る研修を最低でも年1度開催し、個人情報保護を徹底する。 ・派遣職員には、契約の際に大阪府個人情報保護条例の遵守、業務上知り得た個人情報の漏えい・不当な目的外使用の禁止を明記した誓約書に署名を求めている。 <p><住民基本台帳ネットワークシステム></p> <ul style="list-style-type: none"> ・不正な操作がないことについて、市町村課から配布される業務アクセスログにより月1回程度確認する。 ・操作者登録時に市町村課が研修を実施し、業務外利用の禁止等について指導を受ける。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・学校納付金システムにログインできる端末機は、外部媒体への出力ができないようにUSBポート等について利用制限している。 ・受託業者に対しては、委託契約書において個人情報の取扱いについて明記し、府の承諾なしに複写または複製することを禁止するとともに、職員の立会いの下に執務室内に設置したシステム運用管理端末で作業を実施することとしている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク		
情報保護管理体制の確認	委託業者の選定を行う際は、業者の個人情報適正管理体制等を書面により確認し、特定個人情報の保護を適切に行うことができるかどうかを確認する。なお、契約にあたっては、契約書中に個人情報取り扱い特記事項を記載し、適正に特定個人情報ととりあつかわれるようにする。	
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	[制限している]	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない
具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先から業務従事者の名簿を提出させることにより、委託業務に従事する者を把握する。 運用保守業務における大量一括処理、バックアップの取得、システム障害発生時の原因究明や障害除去作業は、施設財務課職員の下で作業を実施することとしている。 委託先に特定個人情報を提供することはないが、システム障害発生時の原因究明や障害除去作業など業務上、個別データの参照が必要となった場合には、施設財務課職員が立会いの下、執務室内に設置した運用管理端末にて参照することができる。 	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	[記録を残している]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	作業内容、実施した処理及び情報参照履歴を記録を7年間保存することとしている。	
特定個人情報の提供ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 契約書の個人情報取扱特記事項により、目的外使用及び提供の禁止項目を設け、発注者の承諾なしに第三者に提供することを禁止している。 委託先に特定個人情報を提供することはないが、システム障害発生時の原因究明や障害除去作業など業務上、個別データの参照が必要となった場合には、施設財務課職員が立会いの下、執務室内に設置した運用管理端末にて参照することができる。 	
委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 業務委託契約締結の際、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写または複製の禁止、再委託の禁止、業務完了後の資料等の返還、及び業務従事者への研修等を定め、不正な提供がないようルールを遵守させ、随時、委託先に書面による報告を求め、または施設財務課職員が委託先に出向き調査し確認する。 委託先に特定個人情報を提供することはないが、システム障害発生時の原因究明や障害除去作業など業務上、個別データの参照が必要となった場合には、施設財務課職員が立会いの下、執務室内に設置した運用管理端末にて参照することができる。 	
特定個人情報の消去ルール	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> 委託先に特定個人情報を提供することはないが、システム障害発生時の原因究明や障害除去作業など業務上、個別データの参照が必要となった場合には、施設財務課職員が立会いの下、執務室内に設置した運用管理端末にて参照することができる。 システム障害発生時の原因究明や障害除去作業などは、執務室内に設置した運用管理端末内に設定したシステムのテスト環境に施設財務課職員が立会いの下、端末上で個別データを複写し、障害等を再現させその原因究明・除去を行うこととし、作業完了後には、施設財務課職員が立会いの下に複写したデータを物理的に削除している。 	
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容	委託契約書中に、個人情報取扱特記事項として、個人情報に係る秘密の保持、収集の制限、安全措置の確保、作業場所の特定、利用及び提供の制限、複写または複製の禁止、再委託の禁止、業務完了後の資料等の返還、及び従事者への研修等を定めている。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法	業務の一部再委託を認める場合、委託先(受注者)に対して以下の条件を付している。 ①委託先(受注者)は、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にしなければならない。 ②委託先(受注者)は、発注者に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。 ③委託先(受注者)は、再委託先に対して、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を報告しなければならない。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない	
リスク1： 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転の記録	[記録を残している] <選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
具体的な方法	番号法第19条第7号、同法第23条第1項、及び同法施行令第29条の規定に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を記録して、7年間保管する。
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
ルール内容及びルール遵守の確認方法	・特定個人情報の提供・移転の対象は、番号法令で認められたもののみとする。 ・提供・移転の際には、法令で定める安全な措置（番号法第19条第7号、同法施行令第20条第6項及び第7項、同法施行令第21条）が確保されたシステムを利用する等により、安全性を確保する。 ・番号法第19条第7号、同法第23条第1項、及び同法施行令第29条の規定に則り、特定個人情報の提供を受ける者の名称、特定個人情報の提供の日時及び提供する特定個人情報の項目、その他主務省令で定める事項を電子記録媒体等に記録して、7年間保管する。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 不適切な方法で提供・移転が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	特定個人情報を提供・移転する際には、法令で定める安全な措置（番号法第19条第7号、同法施行令第20条第6項及び第7項、同法施行令第21条）が確保されたシステムを利用する等により、安全性を確保する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3： 誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	・就学支援金関係の特定個人情報を私学・大学課に提供する際は、必ず複数の職員による確認を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
—	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><学校納付金システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定個人情報の入手は、番号法令の規定の範囲内で認められたもののみとする。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「職員認証・権限管理機能」によるアクセス制御・各種認証、ファイアウォールによる通信の制御を行う。 ・「ログ管理機能」により、いつ、誰が、どのような操作を行ったか、証跡をログとして残す。 ・中間サーバーへの情報照会は、関連業務システム以外から通信できない仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <p>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。</p> <p>(※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。</p> <p>(※2) 番号法別表第二及び同法第19条第14号に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。</p> <p>(※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である ...</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務システム及び中間サーバーとの通信を暗号化することにより、安全性を確保する。 ・脆弱性への攻撃に対する未然防止策を講じるとともに、運用期間を通じて継続的な対応を行う。 ・中間サーバーへの情報照会は、関連業務システム以外から通信できない仕組みとする。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるように設計されるため、安全性が担保されている。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。</p> <p>②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。</p>
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<p><学校納付金システムの運用における措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・入手した特定個人情報について、学校納付金システム内の情報と突合を行い、真正性及び正確性の確認を行う。また、転入等に伴う随時の申請等があった際は、その都度申請等との内容と統合を行い、特定個人情報の正確性確認を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別番号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
--------------	--

リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
-------------	---

リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・「職員認証・権限管理機能」によるアクセス制御・各種認証、ファイアウォールによる通信の制御を行う。 ・業務システム及び中間サーバーとの通信を暗号化することにより、安全性を確保する。 ・脆弱性への攻撃に対する未然防止策を講じるとともに、運用期間を通じて継続的な対応を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 ③情報照会が完了または中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他にログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用ネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 ③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク5: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><学校納付金システムにおける措置> ・情報の提供にあたっては、求められている情報を提供する際に、必ず紙媒体により決裁をとることとしている。 ・団体内統合宛名システムへの情報登録の際は、複数の職員による確認を行う。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ・「職員認証・権限管理機能」によるアクセス制御・各種認証、ファイアウォールによる通信の制御を行う。 ・「ログ管理機能」により、いつ、誰が、どのような操作を行ったか、証拠をログとして残す。 ・中間サーバーへの情報提供は、関連業務システム以外から通信できない仕組みとする。また、決裁番号の入力及び履歴管理を行う。</p> <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照会リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失の対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><学校納付金システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の提供にあたっては、求められている情報を提供する際に、必ず紙媒体により決裁をとることとしている。 団体内統合宛名システムへの情報登録の際は、複数の職員による確認を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 「職員認証・権限管理機能」によるアクセス制御・各種認証、ファイアウォールによる通信の制御を行う。 「ログ管理機能」により、いつ、誰が、どのような操作を行ったか、証跡をログとして残す。 中間サーバーへの情報提供は、関連業務システム以外から通信できない仕組みとする。また、決裁番号の入力及び履歴管理を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可照合リストを管理する機能。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失の対応している。 ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><学校納付金システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 情報の提供にあたっては、求められている情報を提供する際に、必ず紙媒体により決裁をとることとしている。 団体内統合宛名システムへの情報登録の際は、複数の職員による確認を行う。 <p><団体内統合宛名システムにおける措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 「職員認証・権限管理機能」によるアクセス制御・各種認証、ファイアウォールによる通信の制御を行う。 「ログ管理機能」により、いつ、誰が、どのような操作を行ったか、証跡をログとして残す。 中間サーバーへの情報提供は、関連業務システム以外から通信できない仕組みとする。また、決裁番号の入力及び履歴管理を行う。 <p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 <p>(※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。</p>
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を防止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置></p> <ol style="list-style-type: none"> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体については、VPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。 	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク1: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[政府機関ではない]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない</p>
②安全管理体制	[十分に整備している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
③安全管理規程	[十分に整備している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない</p>
④安全管理体制・規程の職員への周知	[十分に周知している]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない</p>
⑤物理的対策	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	具体的な対策の内容	<p><学校納付金システムにおける措置> ①サーバ等設置施設におけるICカードによる入退室の管理。 ②停電によるデータの消失を防ぐため、サーバ等に無停電電源装置等を接続。 ③火災によるデータの消失を防ぐため、サーバ等設置施設内にハロン消火器を設置。 ④地震によるデータの破損を防ぐため、サーバラックは床面にアンカーボルトで固定し、当該ラックにサーバ等を固定。 ⑤運用端末機、職員用端末機や申請書等紙媒体の盗難防止のため、職員不在時には施錠できるロッカー等に収納し、執務室内を施錠して管理。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムのサーバの設置場所は、耐震等設備及び予備電源を備え、ICカード等による入退室管理を行っている。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。</p>
⑥技術的対策	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
	具体的な対策の内容	<p><学校納付金システムにおける措置> ・ウイルス対策ソフトを使用して、サーバ及び職員用端末を対象に定期的にウイルスチェックを実施している。 また、定期的に検証済みのパターンファイルに更新している。 ・外部からのアクセスに対しては、ファイアウォールにより不正アクセスを遮断している。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> ①「職員認証・権限管理機能」によるアクセス制御・各種認証、ファイアウォールによる通信の制御を行う。 ②業務システム及び中間サーバーとの通信を暗号化することにより、安全性を確保する。 ③脆弱性への攻撃に対する未然防止策を講じるとともに、運用期間を通じて継続的な対応を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。</p>
⑦バックアップ	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
⑧事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	<p>1 生徒等の個人情報が記録されたUSBメモリを紛失した。 ①校内で発生した事案では、管理職及び教育委員会へ報告するとともに、教職員で捜索を行った。生徒・保護者等に経緯及び謝罪に関する文書を送付するとともに、改めて説明会を開催した。平成25年度 2件 3,682名分 平成26年度 3件 545名分 ②校外で発生した事案では、管理職及び教育委員会への報告を行うとともに、警察に被害届や遺失物届を提出。生徒・保護者等に経緯及び謝罪に関する文書を送付するとともに、改めて説明会を開催した。平成25年度 3件 2,625件</p> <p>2 府立高校からメールマガジンを一斉送信する際、各送信先をBCCにせず宛先として入力して一斉送信したため、各送信先のメールアドレスが互いに表示される形で流出した。平成25年度 737名分</p> <p>3 教務手帳・指導要録・生徒名簿など個人情報が記載された書類を紛失した。管理職及び教育委員会へ報告するとともに、教職員で捜索を行った。生徒・保護者等に経緯及び謝罪に関する文書を送付するとともに、改めて説明会を開催した。また、校外へ書類を持ち出していた事案では、拾得者から当該校に連絡があり、書類が戻ってきた。平成25年度 1件 278名分 平成26年度 1件 154件</p> <p>※上記事故は、全て就学支援金関係事務で発生した事故ではない。</p>	
再発防止策の内容	<p>1 個人情報の適正管理に関する研修を改めて実施するとともに、USBメモリ等の外部記録媒体に個人情報を保存することを一切禁止とした。</p> <p>2 全府立学校に対し、メールアドレスが互いに見えない形で自動送信できるシステムの使用の徹底を図るとともに、送信の際は複数人による確認を行うなどの具体的な注意事項を周知した。</p> <p>3 情報セキュリティポリシー実施手順に基づく各校の運用(ガイドライン)を教職員に周知徹底し、各教職員の個人情報取扱に関する意識を高めるよう、府教育委員会から全府立学校長・准校長に対して改めて指示した。</p>	
⑩死者の個人番号	[保管している]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない
具体的な保管方法	死者の個人番号と生存者の個人番号とを区別して管理していないため、生存者の個人番号同様の保管・管理を行っている。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク		
リスクに対する措置の内容	<p><学校納付金システムにおける措置> 学校納付金システムにおける生徒及びその保護者等の氏名・住所情報は、随時最新の氏名・住所情報に更新する。</p> <p><団体内統合宛名システムにおける措置> 団体内統合宛名システムで保管する基本4情報は、住基ネットの基本4情報を用いてメンテナンスを行う。</p>	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク		
消去手順	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
手順の内容	保存期間が経過した特定個人情報を廃棄する際は、紙媒体についてはシュレッダーによる裁断、焼却または溶解処理を行う。外部媒体に保存された電磁的記録については、物理的に破壊する等、復元及び判読が不可能となる方法により消去する。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
サーバ、端末機器(パソコン)、記録媒体等の廃棄、保管転換またはリース期間終了による返却等に伴い、特定個人情報を消去する際には、物理的破壊または専用ソフトの利用等により情報を復元できないよう処理を行う。		

IV その他のリスク対策 ※

1. 監査	
①自己点検	[十分に行っている] <small><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</small>
具体的なチェック方法	<p><学校納付金システムにおける措置> 評価書の記載どおりに運用されているか、年1回担当部署内でチェックを実施する。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> 住民基本台帳ネットワークシステムの利用に関し、セキュリティ点検記録簿等を備え付け、定められた点検項目に関して、適切に住民基本台帳ネットワークシステムが利用されていることを確認する。</p>
②監査	[十分に行っている] <small><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</small>
具体的な内容	<p><学校納付金システムにおける措置> 評価書の記載内容どおりに運用がなされているか、評価の実施を担当する部署とは異なる部署が、定期または随時に監査を行う。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> 大阪府住民基本台帳ネットワークシステム管理運用要領において、システム管理者(市町村課長)は、必要に応じて、住基ネットを利用する所属において実施した不要な検索の有無の確認その他の情報セキュリティに関する点検の内容を検査するものとしている。</p>
2. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <small><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</small>
具体的な方法	<p><大阪府における措置> ①職員に対しては、個人情報保護に関する研修を原則年1回実施。 ②外部委託業者に対しては、契約を締結する際、個人情報取扱特記事項として、従事者への教育・研修等の実施を定めている。 ③違反行為を行った者に対しては、その都度指導する。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。</p> <p><住民基本台帳ネットワークシステムにおける措置> 操作者登録の際に、登録に対して個人情報保護や関係規定遵守に向けた研修を実施し、研修内容の確認テストに合格した者を登録している。</p>
3. その他のリスク対策	
<p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシーの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。</p>	

V 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	府民文化部府政情報室情報公開課 公文書総合センター(府政情報センター) 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁本館1階 06-6944-6066 大阪府教育委員会事務局施設財務課助成・会計グループ 大阪府中央区大手前2丁目 大阪府庁別館3階 06-6944-6913
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本府ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。
③手数料等	[有料] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 (手数料額、納付方法: 閲覧は無料。写しの交付を希望する場合は、実費相当額を負担。)
④個人情報ファイル簿の公表	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	大阪府公立高等学校就学支援金事業
公表場所	大阪府庁本館1階 公文書総合センター(府政情報センター)
⑤法令による特別の手続	—
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	大阪府教育委員会事務局施設財務課助成・会計グループ 大阪府中央区大手前2丁目 06-6944-6913
②対応方法	問合せの受付時に、問合せに対する対応について記録を残す。

VI 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取	
①方法	大阪府パブリックコメント手続実施要項に基づき実施
②実施日・期間	平成27年 月 日から30日間
③期間を短縮する特段の理由	—
④主な意見の内容	
⑤評価書への反映	
3. 第三者点検	
①実施日	
②方法	大阪府個人情報保護審議会に諮問する。
③結果	
4. 特定個人情報保護委員会の承認【行政機関等のみ】	
①提出日	
②特定個人情報保護委員会による審査	

(別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明